平成２６年（フ）第２４８号
岐阜県羽島郡岐南町徳田４丁目３番地　ビバリーヒルズⅠ棟202号室
債務者　今尾　繁子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３４４号
富山市珠泉東町100番地233
債務者　高田　温子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３５７号
岐阜市西川手１丁目70番地　レオパレスソレイユ202号室、前住所岐阜県下呂市金山町中津原238番地２
債務者　日下部　禎
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３５８号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ３―802
債務者　鈴木　順一
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３５９号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ３―802
債務者　鈴木惠美子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１９３号
静岡県富士宮市黒田210番地の１　大塚アパート101
債務者　石川　公久
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１１９号
滋賀県東近江市東沖野２丁目６番30号、前住所滋賀県東近江市東沖野２丁目６番22号レオパレスアイエス212号・滋賀県東近江市五個荘山本町508番地６　１号
債務者　岩本　ルミ
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５２号
京都府京丹後市峰山町安252番地の２、前住所京都府宮津市字鶴賀2166番地の10
債務者　古川　哲寛
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第７２５号
神戸市東灘区深江南町３丁目４番10号　ラ・アスセナ深江102号
債務者　粟田　正和
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６４号
神戸市長田区西丸山町２丁目７番25号、従前の住所神戸市長田区西丸山町２丁目10番６号細川文化２階
債務者　川中　裕子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２９号
兵庫県川西市加茂４丁目８番２―102号
債務者　時村　辰男
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
兵庫県川西市小戸２丁目10番８号
債務者　城戸商店こと　城戸　　博
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
広島県三原市宮浦４丁目６番20―301号
債務者　大森　英二
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第６８号
広島県尾道市美ノ郷町三成192番地１
債務者　深澤　昌和
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第６０号
福岡県田川郡添田町大字中元寺844番地の123
債務者　山下　裕一
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第６３号
宮城県白石市大平中目字日影10番地
債務者　大野　春美
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第２１９号
福井市福新町2007番地　福団地Ｃ棟103号
債務者　杉本　利憲
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで　福井地方裁判所民事部破産係